

コンクリート診断士制度規則

平成 11 年 10 月 27 日	制定
平成 12 年 6 月 30 日	改正
平成 13 年 2 月 25 日	改正
平成 19 年 2 月 26 日	改正
平成 20 年 2 月 27 日	改正
平成 23 年 3 月 28 日	改正
平成 24 年 5 月 24 日	改正
平成 25 年 12 月 26 日	改正
平成 26 年 12 月 17 日	改正

(目 的)

第1条 コンクリート診断士制度は、コンクリート構造物の診断における計画、調査・測定、予測、評価、判定および補修・補強対策ならびにそれらの管理、指導等に関する業務に携わる技術者の資格を定めて、コンクリート構造物の安全性、使用性および耐久性等に関する診断技術の向上を図り、コンクリート構造物に対する信頼性を高め、社会基盤の整備に寄与することを目的とする。

(資 格)

第2条 公益社団法人日本コンクリート工学会（以下、本学会という）は、この規則に基づき本学会が実施するコンクリート診断士講習（以下、講習という）を受講し、コンクリート診断士試験（以下、試験という）に合格し、かつ、登録をした者に対し、登録有効期間中「コンクリート診断士」（以下、診断士という）の資格を付与する。

2. 診断士は、コンクリートおよび鋼材等の品質劣化等の診断における計画、調査・測定、予測、評価、判定および補修・補強対策ならびにそれらの管理、指導等を実施する能力のある技術者とする。

(コンクリート診断士講習委員会)

第3条 講習の実施と運営は、コンクリート診断士講習委員会（以下、講習委員会という）が当たる。

2. 講習委員会の組織および業務は別に定める。

(コンクリート診断士試験委員会)

第4条 試験の実施と運営は、コンクリート診断士試験委員会（以下、試験委員会という）が当たる。

2. 試験委員会の組織および業務は別に定める。

(コンクリート診断士研修委員会)

第5条 コンクリート診断士研修（以下、研修という）の実施と運営は、コンクリート診断士研修委員会（以下、研修委員会という）が当たる。

2. 研修委員会の組織および業務は別に定める。

(受験資格)

第6条 試験を受けようとする者は、次の各号の一に該当し、かつ、当該年度（年度とは4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下、同じ）またはその前年度に本学会が実施する講習を受けた者でなければならない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学または高等専門学校（専攻科）でコンクリート技術に関する科目（コンクリート工学、土木材料学、建築材料学、セメント化学、無機材料工学、等）を履修して卒業した者で、コンクリート技術関係業務に4年以上の経験を有する者。
- (2) 学校教育法（前掲）による短期大学または高等専門学校でコンクリート技術に関する科目（前掲）を履修して卒業した者で、コンクリート技術関係業務に6年以上の経験を有する者。
- (3) 学校教育法（前掲）による高等学校でコンクリート技術に関する科目（前掲）を履修して卒業した者で、コンクリート技術関係業務に8年以上の経験を有する者。
- (4) 一級建築士、技術士（建設部門、農業部門－農業土木）、コンクリート技士またはコンクリート主任技士、（特別上級、上級、1級）土木技術者（土木学会）、RC CM（鋼構造及びコンクリート：建設コンサルタント協会）、コンクリート構造診断士（PC工学会）で登録している者、あるいは、1級土木施工管理技士または1級建築施工管理技士で監理技術者資格者証を有する者。

(試験)

第7条 試験は筆記試験とし、毎年1回行う。

(試験関連情報の公開と合格者の発表)

第8条 試験の実施日時・会場・受験資格・受験申込み方法等の受験申込み手続に必要な情報を、「コンクリート工学」誌およびホームページで公開する。

2. 試験の可否判定は、試験委員会が発議し、資格・講習委員会の議を経て、理事会で決定する。
3. 試験の結果は、直接受験者本人に通知する。また、合格者の受験番号、氏名を「コンクリート工学」誌上に掲載するとともに、合格者の受験番号、試験の正解肢をホームページに掲載する。

(登 録)

第9条 試験に合格した者は、当該年度およびその翌年度から 3 年間は、所定の登録受付期間に登録の申込みをすることができる。合格して 4 年以上経過後の登録申込みについては、第 13 条（再登録）を準用する。

2. 登録事項は、登録番号、登録有効期間、氏名、生年月日、住所、勤務先の名称・所在地、その他別に定める事項とする。

3. 登録事項に変更が生じた場合には、速やかに届けなければならない。

4. 次に掲げる事項に該当する者は、登録することができない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者

(3) 公務員で、懲戒免職の処分を受け、その処分を受けた日から起算して 2 年を経過しない者

(4) 国土交通大臣の定める「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」の第 4 条第 1 項の 2 号および 3 号に該当する者

(登録の有効期間)

第10条 試験に合格した年度の翌年度から 3 年以内に登録した者の登録の有効期間は、試験に合格した年度の翌年度から 4 年間とし、その後第 11 条により 4 年毎に更新することができる。

(登録の更新)

第11条 登録の更新をしようとする者は、登録有効期間最終年度の登録受付期間中に、登録更新の申込みをしなければならない。ただし、登録更新の申込みは、当該年度に本会が実施する研修を受けた者に限る。

(登録の失効)

第12条 前条により登録の更新をしなかった者の登録は、有効期間満了と同時に失効し、第 13 条により再登録するまでは、診断士の資格を用いることはできない。

(再登録)

第13条 前条により登録が失効した者が研修を受講したときは、当該年度の所定登録受付期間中に再登録の申込みをすることができる。

2. 再登録による登録の有効期間は、再登録の翌年度から 4 年間とし、その後第 8 条により、4 年毎に更新することができる。

(登録証および登録者証)

第14条 登録(更新登録・再登録を含む)をした者に対しては、登録の有効期限を明示した登録証および登録者証(カード)を交付する。

(受講料・受験料・登録料等)

第15条 講習会受講料、試験受験料、登録料および研修会受講料等は、別に定める金額を納めなければならない。

(資格の剥奪、資格審査会)

第16条 診断士が、次のいずれかに該当する場合には、会長は次項に定める資格審査会の審査結果を踏まえ、理事会の承認を経て資格を剥奪する場合がある。

- (1) 第9条4項各号の一に該当するに至った場合
 - (2) 虚偽又は不正の事実に基づいて、登録あるいは更新を受けた場合
 - (3) 診断士に関する業務において、重大な過失を犯した場合
 - (4) 診断士に関する業務において、不正又は著しく不当な行為を行った場合
 - (5) その他、診断士に関する業務において、前各号に類するような信用・品位を著しく傷つける行為を行った場合
2. 資格審査会は、前項に該当する者の資格の剥奪に関する審議を行う。
資格審査会は、資格・講習委員会の中に設けるものとし、資格・講習委員会の委員および外部有識者をもって構成する。
3. 理事会は、前項の資格審査会の審査結果に基づき審議を行い、資格の剥奪に係わる決定を行う。
4. 資格を剥奪する者については、会長は遅滞なく、理由を付してその旨を通知するものとする。

(細 則)

第17条 この規則に定めるもののほか、この制度の実施に関し必要な事項は別に定める。

(改 廃)

第18条 この規則の改廃は、講習委員会、試験委員会、研修委員会のいずれかが発議し、資格・講習委員会の議を経て、理事会が決定する。

付 則

(実施期日)

この規則は、平成 11 年 10 月 27 日より実施する。

(受験資格の変更)

平成 12 年 6 月 30 日付

第 3 条、第 4 条、第 4 条第 2 項において、1 級土木施工管理技士、1 級建築施工管理技士を追加する。

(委員会名称および委員長選任)

平成 13 年 12 月 25 日付

1. 第 3 条第 6 号、第 13 条第 1 項および第 2 項他コンクリート診断士講習・試験委員会をコンクリート診断士委員会に名称を変更する。
2. 第 13 条に定める委員会の委員長は理事である委員がこれに当たる。(平成 14 年度総会後に適用)

(受験資格の変更)

平成 19 年 12 月 26 日付

1. 第 3 条第 1) 号から第 4) 号に農業土木を追加する。
2. 第 3 条 5) 号を削除する。
3. 第 4 条第 2 項を削除する。

(受験資格の変更)

平成 20 年 2 月 27 日付

1. 第 3 条第 1) 号に高等専門学校(専攻科)を追加する。
2. 第 3 条第 4) 号第 2 項の技術士(建設部門)に(農業部門-農業土木)を追加する。
3. 第 4 条第 2 項の技術士(建設部門)に(農業部門-農業土木)を追加する。

(資 格)

平成 23 年 3 月 28 日付

第 2 条第 3 項を削除する。

(受験資格の変更)

平成 24 年 5 月 24 日付

1. 第 3 条第 1 から 3 項、土木工学、農業土木工学、建築学に関する学科を削除する。
2. 第 3 条第 1 から 3 項、コンクリート技術に関する科目の説明にコンクリート工学、土木材料学、建築材料学、セメント化学、無機材料工学、等を追加する。
3. 第 3 条第 4) 号に(特別上級、上級、1 級)土木技術者(土木学会)、RCCM(鋼

構造およびコンクリート：建設コンサルタンツ協会)、コンクリート構造診断士(PC工学会)で登録している者、を追加する。

4. 第3条第5)号を削除する。

(コンクリート診断士委員会廃止に伴う変更)

平成26年4月1日付

1. 第2条のコンクリート診断士認定試験という名称は現在全く使われていないので、コンクリート診断士試験に改称する。
2. コンクリート診断士委員会の下部組織であった講習、試験、研修の各小委員会を独立させ、第3条にコンクリート診断士講習委員会、第4条にコンクリート診断士試験委員会、第5条にコンクリート診断士研修委員会の役割をそれぞれ規定する。
3. 資格・講習委員会が講習、試験、研修の各委員会を所管するので、第8条で試験の合否判定の審議を、第18条で規則の改廃の審議を、資格・講習委員会が行うことに変更する。
4. この規則の改正は、平成26年4月1日より施行する。

(登録および罰則規定の変更)

平成26年12月17日付

(登録)

1. 登録することができない者を第9条第4項に追加する。

(資格の剥奪、資格審査会)

2. 第16条、資格の剥奪に関して具体的な事項を明示する。
3. 資格の剥奪に関する審議を行う資格審査会を設ける。
4. この規則の改正は、平成26年12月17日より施行する。